

改正 2020年10月1日

2023年7月11日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人日本女子大学（以下「本法人」という。）の役員（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号による。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、役員のうち本法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 役員の報酬には、教職員の給与規程及び退職金支給規程に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる通勤費、旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤の理事長、常務理事 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 前号以外の常勤の理事 報酬
- (3) 非常勤の理事、監事 報酬、車代、手当

(報酬等の額の算定方法)

第4条 前条第1号の役員には、次に掲げる報酬等を支給する。

- (1) 報酬 別表1に定める額
  - (2) 賞与 別表3に定める算式により算出される額
  - (3) 退職慰労金 別表4に定める算式により算出される額
- 2 前項の定めにかかわらず、本法人の教職員が前条第1号の役員に就任した場合の報酬は、別表2の定める額とし、これを支給する。別表3の賞与及び別表4の退職慰労金は支給しない。
- 3 前条第2号の役員に対する報酬は、別表2に定める額とし、これを支給する。別表3の賞与及び別表4の退職慰労金は支給しない。
- 4 前条第3号の役員に対する報酬等は、次のとおりとする。
- (1) 別表1に定める額とし、これを支給する。
  - (2) 理事会及びその他の職務のために出校した場合、第6条第2項の適用者を除き、1日につき5,200円を車代として支給する。
  - (3) 理事会が設置する委員会の委員を委嘱され出席した場合、1日につき30,000円を限度に委員会出席手当を支給する。
  - (4) 別表3の賞与及び別表4の退職慰労金は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月20日（ただし、支給日が休日又は金融機関の休業日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その直前の休日等でない日に支払う。）
- (2) 賞与 毎年6月、12月及び翌年3月に支給する。ただし、財務状況の悪化その他やむを得ない事由が存在する場合には、賞与を支給せず、又は支給時期を遅らせることがある。
- (3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。ただし、退任後引き続き専任教職員として在職する場合は、専任教職員退職時に支給する。死亡退職により退職慰労金を支払う場合の遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則に定める相続権者及び

順位とする。

- 2 非常勤の役員に対する報酬等は、毎月20日（ただし、支給日が休日等に当たるときは、その直前の休日等でない日）に支給する。
- 3 報酬等は、本人の同意を得た上で、本人が指定する本人名義の金融機関の口座への振込により支給する。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

第6条 第3条第1号の者には、通勤費（実費又は定期乗車券代）をその都度支給する。

- 2 第3条第3号の者には、遠方から理事会等に出席する場合や出張等に参加する場合には、旅費実費をその都度支給する。その際の交通費及び宿泊費は別に定める旅費規程に準じ、経済的かつ合理的な経路及び方法による。

- 3 役員が職務の執行に当たって通勤費、旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

第7条 第3条第1号及び第2号の者が、月の途中で就任又は退任等した場合の報酬は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

- 2 第3条第3号の者に対する報酬は、月の途中で就任又は退任等の場合であっても、月額的全額を支給する。

（端数の処理）

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げる。

（公表）

第9条 本法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議を経て、理事長が定める。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則（委員会出席手当の追加に伴う改正）

この改正は、2020年10月1日から施行し、2020年7月1日に遡及して適用する。

附 則（非常勤役員に対する報酬等支給方法及び旅費支給方法の変更に伴う改正）

この規程は、2023年7月11日から施行する。

別表1（役員報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,042,200円
常務理事	月額 788,200円
非常勤理事・監事	月額 20,000円

別表2（本法人の教職員が役員に就任した場合の役員報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 160,000円
常務理事	月額 150,000円
上記以外の常勤の理事	月額 40,000円

別表3（賞与算定式）

6月の賞与	別表1の月額報酬×1.86か月+57,000円
-------	-------------------------

12月の賞与	別表1の月額報酬×2.17か月+78,000円
3月の賞与	別表1の月額報酬×0.54か月+87,000円

別表4（退職慰労金算定式）

別表1の月額報酬×当該役員在任年数×1.5
-----------------------

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。